

秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月25日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

人事院勧告に準じて、本市職員の期末手当の支給率を引き下げするため、改正するものであります。

秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第31条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和3年12月の期末手当支給率の特例）

20 令和3年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

- (1) 再任用職員以外の職員 100分の112.5（特定管理職員にあっては、100分の92.5）
- (2) 再任用職員 100分の62.5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号 秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧		
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 646 1104 699"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4-6 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額 (基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。) に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。</p> <p>3 (略)</p>	(略)	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 646 2089 699"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4-6 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額 (基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。) に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。</p> <p>3 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

附 則

1 - 1 9 (略)

(令和3年12月の期末手当支給率の特例)

20 令和3年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、
次のとおりとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の112.5 (特定管理
職員にあっては、100分の92.5)

(2) 再任用職員 100分の62.5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 - 1 9 (略)

1 人事院勧告の概要

【令和 3 年度】	
1	民間給与との較差（△0. 0 0 0 0 4 %）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。
2	ボーナスを引き下げ（一般職△0. 1 5 月分、再任用△0. 1 月分）、民間の支給状況等を踏まえて、期末手当の支給月数に反映する。

2 本市の給与改定の概要

- 民間の支給実績に見合うよう、年間の期末勤勉手当について、一般職は 0. 1 5 月分引き下げ 4. 3 0 月分に、再任用は 0. 1 月分引き下げ 2. 2 5 月分とします。

			6 月期	12 月期
一般職	令和 3 年度	期末手当	<u>1. 275 月</u> (支給済み)	<u>1. 125 月</u> (現行 1. 275 月)
		勤勉手当	0. 95 月 (支給済み)	0. 95 月 (改定なし)
	令和 4 年度 以降	期末手当	<u>1. 20 月</u>	<u>1. 20 月</u>
		勤勉手当	0. 95 月	0. 95 月
再任用	令和 3 年度	期末手当	<u>0. 725 月</u> (支給済み)	<u>0. 625 月</u> (現行 0. 725 月)
		勤勉手当	0. 45 月 (支給済み)	0. 45 月 (改定なし)
	令和 4 年度 以降	期末手当	<u>0. 675 月</u>	<u>0. 675 月</u>
		勤勉手当	0. 45 月	0. 45 月

※会計年度任用職員については、一般職と同様の取扱いとします。

3 施行日

公布の日とします。